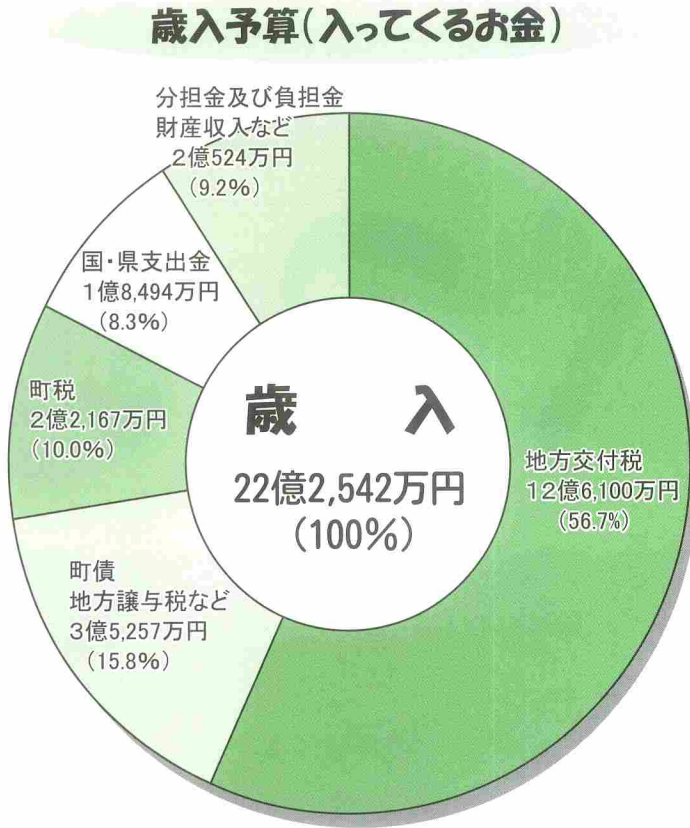


平成18年度一般会計予算

22億2千542万9千円を計上

平成18年度の一般会計予算は22億2千542万9千円で、前年比に比べ4千420万2千円の減額（1・9％）となりました。



歳入

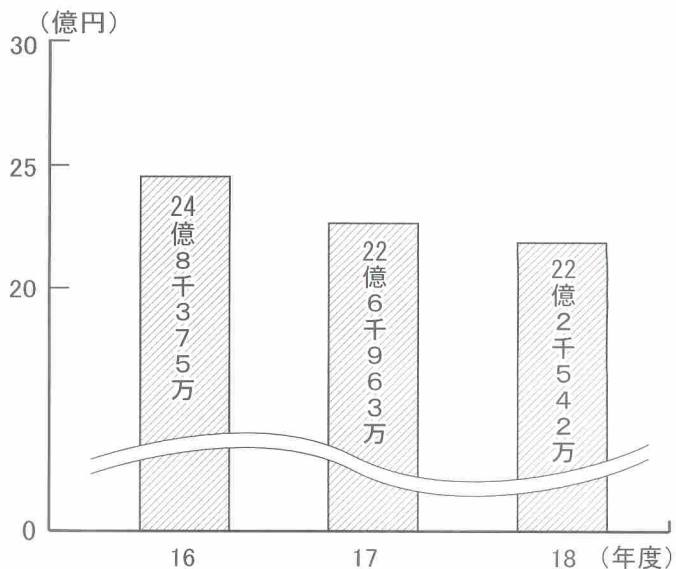
歳入は、自主財源の町税が前年と比べて7・0％減で1千668万9千円の減額となりました。固定資産税評価替に伴う償却資産の減が主因となっています。

地方交付税は、7・1％減で9千640万円の減額となりました。これは、地方財政計画の規模の抑制とともに地方交付税も抑制されたことと、平成17年度国勢調査人口の減少によるものです。

また、国の三位一体改革に伴う税源移譲として、所得譲与税2千420万を計上しました。その他の歳入としては、起債の発行となっています。

平成18年度の一般会計予算は、最終的に1億1千884万円の財源不足となりました。このため財政調整基金を始めとする基金からの取り崩しで対処しました。

一般会計(当初予算)の年度別推移



一般会計

町民1人当たり、一世帯当たり使われるお金

1人当たり

554,000円

1世帯当たり

1,331,789円

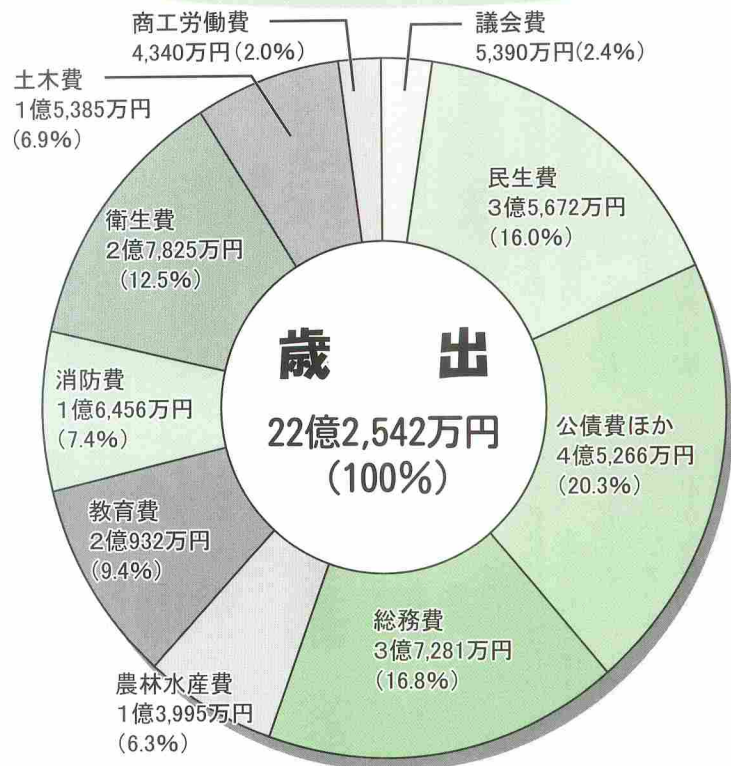
平成18年2月28日現在
人口 (4,017人)
世帯数 (1,671世帯)
をもとに計算しました。

特別会計予算

国保事業	
歳入・歳出	44,089
国保診療	
歳入・歳出	16,745
老人保健	
歳入・歳出	55,964
介護保険事業	
歳入・歳出	34,280
介護サービス事業	
歳入・歳出	34,098
簡易水道事業	
歳入・歳出	14,380

(単位：万円)

歳出予算(使われるお金)



歳出

昨年に続く超緊縮財政の中で、住民の福祉、健康や所得向上につながる事業を配慮しました。新規事業として融雪溝新設事業7千199万円、継続事業としては、浄化槽設置整備事業補助金として893万円、県立今別高校への支援対策費として、230万円をそれぞれ計上しました。

一部事務組合関係では、青森地域事務組合に清掃費負担金1億232万円、斎場費負担金3千89万円、広域消防事務組合に1億4千408万円の負担金を計上しました。

また、水道事業会計への高料金対策として、1千万円を繰出ししました。

さらに、事務事業の見直しにより各施設の運営費は、極力経費を削減し、必要最小限の予算を計上しました。

平成18年度の主要事業

●自然に恵まれた快適で生活環境が整ったまち

- ・融雪溝新設事業 7,199万円
- ・巡回バス購入事業 1,960万円
- ・仮称「奥津軽駅」周辺振興計画策定事業 220万円

●基幹産業の確立と創意工夫性に富むまち

- ・漁港整備事業負担金 2,200万円
- ・地域農業産地強化推進整備事業 1,880万円
- ・町観光協会支援事業 137万円

●人間性豊かな教育・文化水準の高いまち

- ・外国語助手受入事業 438万円
- ・今別高校活性化対策事業 230万円

●健やかで生きがいのあるまち

- ・保健対策事業 1,922万円
- ・浄化槽設置整備事業 893万円
- ・生きがい活動通所支援事業 100万円

●心ふれあう連帯感あふれるまち

- ・地域インターネット事業 1,738万円
- ・コミュニティ助成事業 182万円

特別会

計内訳

国保会計(事業勘定)

平成18年度予算は、昨年度に引き続き医療費支出分を今年度もまた全額見込めない予算となりました。今後も、医療費の支払をどれだけ抑制できるかが検討課題となっております。

国保会計(診療施設勘定)

前年度比較14・2%減少
平成18年度今別診療所の歳入歳出の総額は、1億6千745万円となっています。

老人保健会計

老人医療費 5億5千9百万
老人保健法が平成14年10月に改正になり、一時は、受診率が低下の傾向にありましたが、一人当たりの医療費は、また増加傾向にあります。

介護保険会計(保険事業勘定)

介護給付費に3億2千2百万
地域支援事業費に2百20万
介護保険事業は、国・県・保険者(町)の公費と40歳から64歳までの2号被保険者と65歳以上の1号被保険者の保険料で運営されています。今年度から、介護保険法改正によ

り地域支援事業(介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)が始まります。

地域支援事業とは、要介護・要支援状態になる前から、一人一人の状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。

介護保険会計(介護保険サービス事業勘定)

サービス事業に1億1千万
サービス事業は、町直営の介護サービス事業(特養ホーム・通所介護・訪問介護・居宅介護支援)の運営費です。

水道事業会計

企業会計から特別会計事業へ変更
当町の水道は、上水道と簡易水道(大泊・二股)の3事業により給水を行っていましたが、簡易水道施設の老朽化及び施設の経費削減を図るため、3事業を統合し今別町広域簡易水道事業として整備計画を検討することになりました。そのため、企業会計から特別会計事業に変更し、18年度は水道料及び一般会計からの繰入金により施設運営管理を行います。

暮らしの中の税

平成18年度から地方税の改正が行われました。おもな改正点をお知らせします。

1. 個人住民税の定率減税の見直し

18年度分以降の住民税所得割額の定率減税が段階的に引き下げになります。

現 行	所得割額から15%相当額、上限4万円を控除
18年度	所得割額から7.5%相当額、上限2万円を控除
19年度	廃止

2. 個人住民税の非課税措置の見直し

(ア)18年度以降、年齢65歳以上の人のうち前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されます。

現 行	合計所得金額125万円以下の人是非課税
改正後	合計所得金額125万円以下の人も課税

※18年度以後の個人住民税について適用されます。

(イ)17年1月1日時点で年齢65歳以上で、前年の所得が125万円以下の人については以下の軽減措置が適用になります。

	所 得 割	均等割
18年度	本来の税額の1/3の金額で課税	1,300円
19年度	本来の税額の2/3の金額で課税	2,600円
20年度以降	本来の税額で課税(全額課税)	4,000円

3. 老年者控除の廃止

年齢が65歳以上で、かつ前年の合計所得が1,000万円以下の人に適用されていた老年者控除48万円(所得税50万円)が廃止されます。

老年者控除の廃止に伴い、重複して控除できなかった寡婦・寡夫控除を受けることができるようになります。(年齢65歳以上とは⇒昭和16年1月1日以前生まれの人)

4. 公的年金等所得の算出方法の改正

公的年金のうち、65歳以上の人の控除額が見直しされ所得の計算方法が変わります。

公 的 年 金 等 の 収 入 額	公 的 年 金 等 の 雑 所 得
0円～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	収入金額－1,200,000円＝所得
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%－375,000円＝所得
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%－785,000円＝所得
7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円＝所得

※平成17年1月1日以降の公的年金等に適用され、18年度以降の課税に反映されます。